

## 芦屋市消費者教育推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第2項の規定に基づき、芦屋市消費者教育推進計画を策定するため、芦屋市消費者教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的の達成のため必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者
- (3) 消費者行政に関する活動を行う市民又は消費者団体関係者
- (4) 高齢者団体関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 学校教育関係者
- (7) 社会教育関係者
- (8) 行政関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は，委員長が招集する。

2 委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは，会議に委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，消費者行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成28年3月1日から施行する。